

勤務条件について(会計年度任用職員)

任用期間	令和7年8月14日から令和8年3月31日まで
条件付採用期間	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となる。
勤務先住所	吹田市泉町1-3-40（吹田市役所） なお、勤務先は職員体制上等の理由により変更となる場合がある。
勤務所属	吹田市福祉部障がい福祉室 なお、勤務所属は職員体制上等の理由により変更となる場合がある。
勤務内容	障がい者やその御家族、関係機関からの相談対応(窓口・電話・訪問)や、各種申請手続の支援等。
勤務日	月・火・水・木・金
勤務時間	午前 9時00分から午後 5時30分まで(内 休憩時間45分)
週休日及び休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
時間外勤務	公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがある。
給与	日額 13,281円(地域手当等を含む。)
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等を支給。
給与支払日	月末に締め切り、翌月15日(1月及び5月は、17日)に支払うものとする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日とする。
休暇制度	年次休暇、病気休暇、特別休暇等
加入保険	共済組合 厚生年金 雇用保険等
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定を適用する。
その他	任用された場合、地方公務員法その他関係法令を適用する。 受動喫煙防止措置:敷地内禁煙
募集者	吹田市